

知っておきたい3つの改正法ポイント

ポイント1

各種喫煙室早わかり

喫煙専用室



○喫煙が可能
×飲食などの提供不可
施設の一部に設置可

加熱式たばこ専用喫煙室



▲加熱式たばこに限定
○飲食などの提供可能
施設の一部に設置可

喫煙目的室 ※条件あり



○喫煙が可能
○飲食などの提供可能
施設の全部、または一部に設置可

喫煙可能室 ※条件あり



○喫煙が可能
○飲食などの提供可能
施設の全部、または一部に設置可



喫煙専用室、ならびに 加熱式たばこ専用喫煙室について



第二種施設^{※1}では、喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能です。喫煙専用室内では、喫煙することはできますが、それ以外の飲食を始めとするサービス等を行うことはできません。一方、指定たばこ専用喫煙室内では、経過措置として、喫煙が加熱式たばこ^{※2}に限定されますが、飲食等を行うことを可能としています。

※1: 学校・病院・診療所・児童福祉施設等、行政機関の庁舎など以外の施設がこれにあたります。
※2: 当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものに限定されます。



喫煙目的室



シガーバーや、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をサービスの目的とする施設(喫煙目的施設)については、受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り、喫煙目的室を設けることができます。喫煙目的室では、喫煙に加え、飲食(主食[※]を除く)等を行うことを可能としています。

※主食とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く。)、麺類等が主に該当しますが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断していただくこととなります。



経過措置としての、 喫煙可能室



既存の経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、経過措置として、こうした飲食店を既存特定飲食提供施設[※]とし、喫煙可能室の設置を可能としています。喫煙可能室では、喫煙に加え、飲食を始めとするサービス等を提供することを可能としています。

※既存特定飲食提供施設の詳細については既存特定飲食提供施設の考え方(裏表紙)をご覧ください。

想定される喫煙室設置の例

喫煙エリアを作りたい



喫煙専用室を設置する



喫煙専用室を設置し、この中以外の全ての店内を禁煙とする方法です。喫煙専用室では、飲食等を行うことは出来ません。

加熱式たばこを喫煙しながら 飲食できる エリアを設けたい



加熱式たばこ専用 喫煙室を設置する



加熱式たばこのみの喫煙が可能な加熱式たばこ専用喫煙室を設置し、この中以外の全ての店内を禁煙とする方法です。加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食等を行うことができます。

たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令において、喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準については下記のように定められています。

- 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

- ※1 施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁、天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする
- ※2 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設(改正法の施行の際、現に存在している飲食店等をいう。以下同じ。)においては、店舗内の全体の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準は、壁、天井等によって区画されていることとする
- ※3 施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあつては、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける第二種施設等又は喫煙目的施設(この省令の施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。)の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所(以下この項において「喫煙場所」という。)を定めようとする場合であつて、当該第二種施設等又は当該喫煙目的施設の管理権原者の責めに帰することができない事由によって当該場所において第二条の規定による改正後の健康増進法施行規則第十六条第一項若しくは第十八条第一項又はこの省令附則第二条第一項若しくは前条第一項に規定する技術的基準(以下この項において「一般的基準」という。)を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、これらの規定にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準(上記のi～iii)に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。